

# 生ごみ処理容器購入費の助成手続き

## 1 制度の概要

### (1) 目的

生ごみ処理容器の購入及び設置を促進することで、家庭から出る生ごみ等の減量化、資源の再利用に対する意識の高揚を図ります。

### (2) 助成対象

家庭で使用する次に掲げる生ごみ処理容器の購入費

- |                     |     |         |
|---------------------|-----|---------|
| ① 生ごみ堆肥化（コンポスト）容器   | 年度内 | 1世帯1基まで |
| ② 密閉型（ぼかし）専用生ごみ処理容器 | 年度内 | 1世帯2基まで |
| ③ 電動式生ごみ処理機等        | 年度内 | 1世帯1基まで |
- ※年度内に1世帯につき、①②③のいずれか一つ

#### 〈助成対象外〉

- ・ディスポーザー及びディスポーザータイプの生ごみ処理機の購入費
- ・容器以外の薬剤及びぼかし等の購入費
- ・オークション、個人売買で購入したもの、中古品の購入費

### (3) 助成対象者

次に掲げる3つの要件をすべて満たしている方

- ① 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- ② 容器を設置することができる敷地を有し、適切に維持管理できること。
- ③ 堆肥化された生成物または減量化された生ごみを自己の責任で処理できること。

### (4) 助成額

容器購入額（消費税含む）の2分の1で、2万円を限度（百円未満は切捨て）

（例）容器購入費 50,000 円の場合、限度額の 20,000 円が助成額となります。

## 2 申請受付期間

4月1日から2月末日まで※

※4月1日、2月末日が土・日の場合は、次の平日となります。

※当該年度の予算の上限に達した場合は、申請受付期間内であっても、申請受付終了となります。

## 3 申請受付場所

市役所5F ごみ減量推進課、各支所

具体的な申請方法 ⇒ 裏面をご覧ください。

## 4 申請方法

(1) 生ごみ処理容器を購入し、領収書を受け取る。

※助成対象か不明な場合は、購入前にごみ減量推進課までご相談ください。

(2) 購入した生ごみ処理容器を設置する。

(3) ごみ減量推進課、又は各支所で申請手続きを行う。

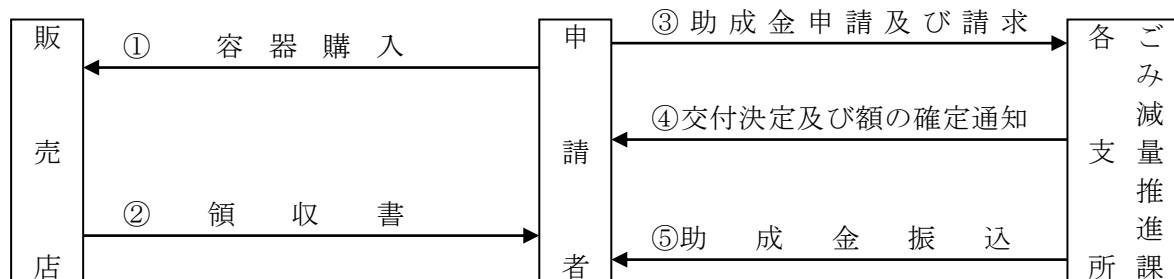
申請にあたっては、下記の必要書類等を準備してください。

補助金等交付申請書、補助金等交付請求書、委任状の様式は、ごみ減量推進課、各支所、市ホームページにあります。

(必要書類等)

- ① 補助金等交付申請書
- ② 領収書原本（レシート不可）…購入月日、購入者氏名、  
品名の記載（例「生ごみ処理容器代として」）
- ③ 補助金等交付請求書
- ④ 振込先口座の通帳…金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義カナが必要
- ⑤ はんこ…シャチハタは不可
- ⑥ 委任状…（振込先口座が申請者本人でない場合のみ委任状が必要になります。）

## 5 助成手続きの流れ



(助成金振込の目安)

申請月日	振込予定時期	申請月日	振込予定時期
4月10日まで	5月下旬	10月10日まで	11月下旬
5月10日まで	6月下旬	11月10日まで	12月下旬
6月10日まで	7月下旬	12月10日まで	1月下旬
7月10日まで	8月下旬	1月10日まで	2月下旬
8月10日まで	9月下旬	2末日まで	3月下旬
9月10日まで	10月下旬		

※申請内容を審査し、助成金の交付決定の通知後、上記日程で振込を予定しております。

振込日程は変更となる場合があります。

- 申請手続きは・・・福島市役所ごみ減量推進課、各支所へ  
 ○お問い合わせは・・・福島市五老内町3-1  
 福島市役所 ごみ減量推進課  
 電話 525-3744（直通）